

令和3年度 監査報告書

令和4年5月25日

学校法人 清永学園
理事長 越中屋 薫 殿

学校法人 清永学園

監事

平田 直一



監事

塩梅 修



私たちは、学校法人清永学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財産目録および計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の計算書類は学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文部科学省令第15号）に準拠しており、学校法人清永学園の令和4年3月31日現在の財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正行為又は法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以上